

独禁法判例研究会報告

齊川商店対セコマら訴訟 — 札幌高等裁判所判決について —

九州大学法学研究院准教授・平山法律事務所弁護士 ひら やま けん たろう
平 山 賢太郎

札幌高等裁判所は、米の不当返品事案において、不当利得返還、損害賠償等を求めた原告の請求を一部認容した原判決に対する原告・被告の控訴をいずれも棄却した¹⁾。

本判決は、コンビニエンスストアのフランチャイザーと納入業者との間の返品合意について公序良俗違反を認定する過程において実質的に優越的地位濫用の成立を認定し、不利益行為(濫用行為)及び優越的地位のいずれについても詳細かつ興味深い検討を行った点において大いに注目される。

【I 事案の概要】

1 当事者等²⁾

原告(株式会社齊川商店)は米卸売業者であり、資本金の額は1000万円であった。

被告株式会社セコマ(「被告セコマ」)はコンビニエンスストアのフランチャイザーであり、商品の採否、規格、価格等の重要な取引条件を交渉していた。被告株式会社セイコーフレッシュフーズ(「被告フーズ」)は、卸売業者から商品を仕入れてフランチャイジー(加盟店であるコンビニ店舗)に販売しており、その資本金の額は約5億円であった。被告フーズその他の関連会社は、被告セコマが交渉した重要な取引条件に従って取引条件の細目を交渉していた。

原告の経営状況が悪化した平成25年2月、原告代表取締役は、資金繰りを被告セコマ及びその指定する担当者に委ねる旨、原告の代表印及び銀行印の管理を被告セコマに委ねる旨等を印字した「申込書」を被告セコマに差し入れた³⁾。

訴外だるま食品株式会社(「だるま食品」)は、被告らに弁当やおにぎり等を納入している業者であり、本件取引開始以前の原告にとって最大の売掛先であった。

2 本件取引

原告は、平成8年6月1日、被告らに対する米の卸売(本件取引)を開始し、本件取引は平成

25年3月まで継続した。

本件取引の対象商品はRB米及びもち米⁴⁾ならびにHC用米⁵⁾である。RB米は被告セコマらのプライベートブランド商品であり、もち米及びHC用米は原告のナショナルブランド商品であることから、本件取引は、RB米については製造委託契約に、もち米及びHC用米については売買契約に、それぞれ基づくものであった。

原告と被告セコマの間の基本契約は、遅くとも本件取引開始の日までにまずRB米について成立し、被告フーズとの個別契約が年単位(そ

- 1) 札幌高裁判決平成31年3月7日(平成30年(ネ)第171号損害賠償請求控訴事件)判例集未登載(原告が上告・上告受理申立)。先行評釈として柏木裕介「判批」ジュリ2019年7月号6頁がある。原判決は札幌地裁判決平成30年4月26日(平成26年(ワ)第1003号損害賠償請求事件)裁判所ウェブサイト。同一当事者間の関連訴訟として、札幌地裁判決平成31年3月14日(平成27年(ワ)第2407号損害賠償請求事件)判例集未登載がある。米の期限切れ返品に関する公取委命令先例として、公取委排除措置命令平成20年5月23日(平成20年(措)第11号)審決集55巻671頁[マルキョウ]がある。
- 2) 本稿では、一審原告を「原告」、一審被告セコマと一審被告フーズを併せて「被告ら」と表記する。
- 3) 本判決は、本件取引と原告の財務状況の悪化が無関係であるとはいえない旨判示している。
- 4) 被告セコマの加盟店において一般消費者向けに主食用米として小売するため、原告が茨城県産コシヒカリ等を精米して小分けして包装して販売する米が「RB米」であり、もち米を精米して小分けして包装して販売する米が「もち米」である。
- 5) 加盟店内調理に使用される米をいう。

の年に生産された米について、納入する米の産地、銘柄、単価、包装単位等を定める契約)及び月単位(納入量及び代金等を定める契約)で締結された⁶⁾。

3 本件返品合意

本件取引においては、品質不良、米袋の破れ等を理由とする適法な瑕疵返品(HC米の返品はすべて瑕疵返品であった。)が許容されており、基本契約書等にも返品条項が設けられていた。

これらの返品事由のほか、原告と被告フーズの間では、合意書面は作成されていないものの、RB米・もち米の期限切れ返品(加盟店の店頭商品として精米日から30日経過した商品等の返品)及び旧米返品(新米切替え時の返品)を許容する旨及び返品分に係る代金を減額する旨の「本件返品合意」が、本件取引開始時から成立して継続していた⁷⁾。RB米取引についての本件返品合意は下請法4条1項4号(返品)に違反する。

4 返品の実行

被告フーズは、本件取引開始以来、期限切れ返品及び旧米返品を実行し、平成22年7月までは差引相殺、同月以降は別途送金(返金)の方法によって清算が行われた。返品率は取引開始直後である平成8年7月には18.9%に、その後、たとえば平成16年1月～9月には21%となり(一時40%台に達した)、被告らにおいても高いと認識されていた。

原告は返品量の抑制を要望することはあったが、返品自体を拒否したことは原則としてなかった。

5 原告の請求ならびに原判決及び本判決

原告は、被告各社に対し、選択的に「共同不法行為に基づく損害賠償請求権」「債務不履行に基づく損害賠償請求権」及び「不当利得返還請求権」に基づいて、返品された商品に係る代金相当額及び返金額(合計約19億円及び遅延損害金等)の連帯支払を求めた。

原判決は原告の請求を一部認容し、被告フーズに約7億円及び遅延損害金等の支払いを命じた⁸⁾。本判決は、原告及び被告セコマらの控訴

をいずれも棄却した。

【Ⅱ 優越的地位濫用に関する判決要旨】

本判決は本件返品合意及びこれに基づく返品の優越的地位濫用(独禁法2条9項5号)該当性を直接に検討したものではないが、本件返品合意の公序良俗違反該当性を検討するにあたって、独禁法2条9項5号の規定文言に相当する語句に言及している。

1 不利益行為(濫用行為)

被告フーズは、本来自己が負うべき在庫リスク等を原告に転嫁するという不当な目的から、取引上の優越的地位を利用し、本件返品合意に基づく返品により生じ得る損失の性質及び程度を原告に説明せず、原告の損失が無限定に膨らむことがないように返品量、返品期限及び粗利益率について約束をするなどの十分な配慮もせず、本件返品合意を締結させた。

本件返品合意に基づき売上の見込みを度外視した大量発注と大量返品を繰り返すことにより、被告フーズは、原告には予想し難く、しかも返品米の再販売⁹⁾や高めの粗利益率設定¹⁰⁾に

6) その後、平成15年に、RB米についての基本契約書が締結された。もち米及びHC米については年単位及び月単位の売買契約のみが締結されていた。その後、平成24年に原告と被告フーズの間で本件取引についての基本契約書が締結された。

7) 本件返品合意の成否には争いがあった。本判決は、被告らが期限切れ返品を受け入れを求める取引姿勢であったことに加え、原告が大口径取引の開拓及び継続を希求していたこと、本件返品合意は原告に取引拡大の利益をもたらすので原告には本件返品合意を受け入れる動機があったこと、原告は基本的に返品を前提とした行動を取っていたこと等の事実から、本件返品合意の成立を認定した。本件返品合意については合意書面が存在しないものの、本判決は、当事者が平成15年まで基本契約書も作成しておらず(前注6参照)、合意内容を書面化する意識が希薄であったとうかがわれること、清算方法が比較的単純なので書面作成の必要性が高くなかったこと等の事情を指摘し、本件返品合意が口頭で成立した可能性は否定されないとした。

8) 本件訴訟係属中に被告セコマが吸収分割を行ったこと、請求権ごとに消滅時効期間等が異なること等により、判決が各社に命じた支払の内容は若干複雑であるが、本稿では説明を省略する。

よって補てんできず原告の経営を危殆化させかねない過大な損失を、原告にもたらした。したがって、本件返品合意の違法性は強い。

なお、米卸売業者と大手小売業者の取引には旧米及び販売期限が切れた米の返品慣行が存在し、本件返品合意は当該慣行に合致する。しかし、当該慣行は、大手小売業者が卸売業者に対して強い交渉力を発揮していた時代的な状況を背景として優越的地位濫用の危険をはらんだ状況において成立したものであるため、当該慣行の正常性を所与のものとはできない。本件返品合意による返品率及び返品期間は同業者平均を大きく上回っていたのであるから、本件取引に係る返品の様子は悪質であり、本件返品合意は合理性を欠き著しく不相当なものであった。

2 公序良俗違反

本件返品合意の公序良俗違反該当性は、本件返品合意について、取引上の地位の優越性を利用して正常な商慣習に照らして不当に原告に不利益となるように取引の条件を設定したものであり、健全な取引秩序を乱し、かつ、公正な商慣習の育成を阻害するものとして私法上無効とされるべきものか否かという観点から判断されるべきである。

本件返品合意は、被告フーズが、優越的な地位を利用して正常な商慣習に照らして不当に原告に過大な不利益を受け入れることを余儀なくさせたものであり、健全な取引秩序を乱し、かつ、公正な商慣習の育成を阻害するものであるから、下請法の適用があるRB米の製造委託契約との関係においてはもとより、同法の適用はないがRB米と同様の状況で取引がされていたことが推認されるもち米の売買契約との関係においても、公序良俗に違反し無効である。

3 優越的地位

被告セコマがだるま食品に対して原告を紹介したことから、本件取引開始の前にだるま食品と原告との取引が始まり、本件取引開始当時の原告にとって最大の売掛先はだるま食品であった。かかる経緯からすれば、だるま食品と被告

らを切り離して考えることはできず、原告の被告らとの取引上の地位の差を検討する際にはだるま食品との取引も含めて取引依存度を見るのが相当である。

また、本件取引のように長年にわたる取引においては、取引開始後の取引状況の経過も取引開始時における当事者間の関係をうかがわせる要素となり得るので、これをふまえて地位の優劣を判断することは背理ではない。原告売上に占めるだるま食品向け売上及び本件取引に係る売上の合計割合は約36%ないし約86%を占めており¹¹⁾、原告がだるま食品及び被告フーズとの取引に代わる取引先を容易に獲得し得たとは考えられないので、原告は本件取引を継続せざるを得なかったと考えられる。

これらのことのほか、原告が家族経営の小規模卸売業者の域を出るものではない一方で被告らが道内では著名なコンビニエンスストアを展開する大手小売業者であること等も考慮すれば、本件取引開始時点から被告らが原告に対して優位な地位に立っていたことは否定できない。

【Ⅲ 検討】

1 不利益行為(濫用行為)

(1) 「不利益」

公取委の優越ガイドラインは、協賛金要請の項において、「当該取引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合や、

9) 本判決は、返品米を確実に再販売することができる場合には返品により原告に直接の利益がもたらされるので不利益性は消滅ないし減少すると述べ、本件では基本的に返品米を業務用米として再販売でき、返品米の再販売価格(客観的価値)は納入価格の5割であったと認定した。

10) 本判決は、RB米取引の粗利益率(8%ないし12%程度)は同種取引における平均的なマージン(約7%)と比べてやや高いものの、返品米の客観的価値は納入価格の50%なので(前注9参照)粗利益率12%の場合は返品率が24%を超えると原告の取引が原価割れとなる旨論じた。そのうえで、本判決は、本件取引における返品率が本文記載の程度に達することがままあった以上、粗利益率が常に返品による損失を補てんするに足りるものであったとはいえないとした。

11) 本文記載の数値は、平成14～22年の毎年5月の月次売上に基づいて集計されたものである。

当該取引の相手方が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該取引の相手方に不利益を与えることとなる場合」には優越的地位の濫用として問題である旨の指針を掲げている(第4.2(1)ア・傍点筆者)。

「不利益」についての上記二分論に基づく分析は、本判決及び関連訴訟札幌地裁判決においても意識されているように見える。本判決は、予測不可能性について、原告は返品自体は予測していたものの、本件返品合意に返品量の上限や返品期限の定めがなく、返品の程度や態様について予測し得なかったので想定以上の返品等を受けて想定以上の損失を被った旨認定し、過大性については、返品米の再販売(脚注9参照)による直接の利益等を勘案しても返品による原告の経営への影響は深刻であった旨判示した¹²⁾。

本判決は、過大性及び予測不可能性の二分論に沿って事実関係を総合的に検討し、いずれも肯定したものであるが、両要素がともに充たされなければ不利益行為性を認定できない旨判示したのではない¹³⁾。

(2) 「正常な商慣習」

優越ガイドラインは、一定数量の一定期間内における返品等が正常な商慣習となっており、当事者が当該商慣習の範囲内で返品条件を定めている場合における返品について、不利益行為該当性を否定している(第4.3(2)イ)。

本判決は、米の返品に係る商慣習が存在することを認定したが、当該商慣習の正常性に疑義を示したうえ、被告フーズの返品率等が同業者平均を大きく上回っていたことも指摘することによって、本件返品合意を「正常な商慣習」の観点から正当化することを否定した。

返品に係る商慣習の存在及び正常性が具体的に検討された公取委排除措置命令はなく、それゆえ、本判決は商慣習に係る具体的検討のあり方を示した貴重なものであるといえる。

2 公序良俗違反

本判決は、本件返品合意に基づくRB米の返品が下請法4条1項4号(返品)に該当する旨認定

したが、下請法に違反するからといって直ちに同合意の私法上の効力が否定されるものではない旨判示している。当該判示は、下請法が規定する各種の禁止行為に関する下級審裁判例の傾向に沿ったものであるといえる¹⁴⁾。

本判決は、本件返品合意の公序良俗違反該当性を検討するに際して優越的地位濫用の条文番号を明記してはいないものの、その用語選択からは独禁法2条9項5号の文言を参照したことが強く窺われ¹⁵⁾、実質的には、公序良俗違反に係る検討の先決問題として優越的地位濫用該当性を検討したものであるように見える。

独禁法に違反する(またはそれに類する)契約の効力については様々な判例・裁判例が存在するところ¹⁶⁾、この点に関する検討の方向性には、

-
- 12) 本判決において、本件返品合意が原告に取引拡大の利益をもたらすこと(前注7参照)は、本件返品合意の認定における考慮要素として言及されているが、不利益の過大性検討における“直接の利益”としては言及されていない。
 - 13) 本判決は、返品量の上限等が定められていなかったことを予測不可能性の根拠としているところ、「上限を定めない」旨当事者が明確に合意していた事案であれば、返品量上限に係る合意の不存在はむしろ過大性の問題として検討されることとなるだろう(本件返品合意の内容は書面化されていなかった)。過大性と予測可能性との相違は相対的なものにすぎないようにも感じられる。
 - 14) 富山地裁高岡支部判決昭和62年10月15日(昭和61年(ワ)45号加工賃請求事件)判例集未登載、東京地裁判決昭和63年7月6日(昭和60年(ワ)第14651号、昭和61年(ワ)第15547号請負代金等本訴請求事件、損害賠償反訴請求事件)判時1309号109頁〔東洋電装〕、東京地裁判決平成28年2月18日(平成25年(ワ)第28679号請負代金請求事件)判例集未登載〔乃村工藝社〕等参照。なお、本件ではもち米の売買取引には下請法が適用されないため、仮にRB米に係る下請法違反から直ちに公序良俗違反を認定しても、もち米取引について公序良俗違反該当性を別途検討する必要がある。
 - 15) たとえば、原判決が「取引上の優越的地位を濫用して」と論じた箇所は、本判決では「取引上の優越的地位を利用して」と補正された(傍点筆者)。なお、訴訟記録をみる限り、両当事者は原審において同条項の解釈や適用について具体的主張を行っておらず、原審の裁判体が主張を当事者に促した形跡も窺われない。
 - 16) 優越的地位濫用と公序良俗違反との関係を論じた判例等として、最高裁判決昭和52年6月20日(昭和48年(オ)第123号金銭消費貸借契約無効確認請求事件)判時865号3頁〔岐阜商工信組〕、関連訴訟札幌地裁判決(前注1参照)等がある。

「むしろ曖昧なまま民法の問題として取り扱った方が使い勝手が良いという考え」と「民法自身の判断をクリアにするためにも、民法は先決問題として厳密な独禁法の判断を前提とすべきだという考え」があるといえる¹⁷⁾。いずれにせよ「独禁法の各禁止規定の法的性格はその内容如何により相違しており、また違反行為の出現形態も多様である」ので、禁止規定の特性を具体的な事案に即して検討すべきであり、「優越的地位の濫用においては、取引内容の当・不当が違法性判断の場面で既に深くかかわっており、違法性の判断要因と効力の判断要因は、かなり接近したものとなる」と論じられてきた¹⁸⁾。

本判決が、優越的地位濫用の成立要件に相当する事実関係を具体的に認定したうえで、追加的な検討を行うことなく公序良俗違反を認定したことは、優越的地位濫用という行為類型の上記特性をふまえたものであると理解でき、結論においても妥当であったといえよう¹⁹⁾。

3 優越的地位

(1) “共同的”優越的地位

本判決は、被告セコマの原告に対する優越的地位を認定するにあたって、被告セコマとだるま食品とを切り離して考えることはできないとし、原告の取引依存度についてだるま食品との取引を含めて検討している。

親子関係が存在しない複数の事業者と納入業者との間の取引に言及した公取委命令先例であるマルキョウに対する件(脚注1参照)では、マルキョウが自社仕入れ商品に加えて同社とフランチャイズ契約を締結している小売業者による仕入れ商品も一括して納入業者と商談を行っていた事実が認定されている。これに対して、本件では、被告セコマとだるま食品との間のフランチャイズ契約ないし資本関係の存在や一括商談の事実は認定されていない。

本判決においては、被告セコマがだるま食品に対して原告を紹介した事実や、だるま食品が被告セコマにおにぎり等を納入していた事実が認定されているが、これらの事実は、上記公取委命令先例における一括商談の事実と比較した

とき、複数事業者と原告との間の取引額を包括して取引依存度を検討することを正当化するには足りないように感じられる。

しかし、本判決が認定した上記の各事実は、優越ガイドラインにいう「その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実」(第2-2(4))であって、下記(2)で検討する事実とともに、本件において優越的地位を認定する際に総合的に考慮されるべき重要な事実であるといえる。

(2) 取引開始時における優越的地位

本判決は、本件取引開始時に成立した本件返品合意について実質的に優越的地位濫用を認定した、いわゆる取引開始時濫用案件である²⁰⁾²¹⁾。

17) 「特集・独占禁止法と民事法(座談会)(上)」民商124巻4・5号(平成13年)464頁[森田修発言]。

18) 服部育生「判批」(岐阜商工信組事件)独禁法審決・判例百選[第4版](平成3年)251頁。裁判官も近時の論稿において「優越的地位の濫用は基本的には2当事者間の問題であり、その成立要件である『正常な商慣習に照らして不当』か否か等の判断において考慮すべき事情は、公序良俗違反の成否等の判断において考慮すべき事情と相当程度重なるものと思われる。そのような判断を経て優越的地位の濫用が肯定(否定)される場合には、それでもなお公序良俗違反等に該当しない(該当する)と判断されることは多くないと思われる。」と指摘している(秋吉信彦「民事訴訟における優越的地位の濫用」ジュリ1442号(平成26年)59頁)。

19) なお本判決は、不法行為及び債務不履行の成立について、本件返品合意は無効なので返品(瑕疵返品以外)は許されないと簡潔に肯定した。

20) 取引開始時濫用を扱ったとみられる裁判例として、知財高裁平成18年4月12日判決(平成17年(ネ)第10051号損害賠償等請求控訴事件)裁判所ウェブサイト[SCE]、東京地裁昭和56年9月30日判決(昭和53年(ワ)第9905号損害賠償請求事件)判時1045号105頁[あさひ書籍販売]等がある。

21) 取引開始時濫用に関する論稿として、石田英遠「建設機械の技術導入にかかる国際契約違反事件」公正取引376号(昭和57年)20頁以下、舟田正之「取引開始時における優越的地位の濫用」立教法学98号(平成30年)92頁以下、拙稿「取引開始時における優越的地位とその濫用」Business law journal 平成28年12月号100頁以下等がある。なお、公取委「デジタル・プラットフォームと個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方(案)」(令和元年8月)は、取引開始時濫用事案を適用対象から除外していないようにみえる。

取引開始時濫用案件では、濫用者向け売上を被濫用者の総売上で除したものと取引依存度を定義する限り、取引開始時点におけるそれは(だるま食品との取引額を考慮に容れない限り)零となる。被告らは、本件返品合意成立後における原告の被告フーズに対する取引依存度を考慮することは時系列的に見て背理である旨、控訴審において主張したが、本判決はかかる主張を斥け、取引開始後における取引依存度もふまえて当事者間の地位の優劣を判断することは背理であるとはいえない旨判示した。

これに対して、取引開始時濫用を扱ったとみられるSCE訴訟知財高裁判決(脚注20参照)は、ゲームソフト製造会社から業務委託を受けたプログラマー(個人)が「フリーのプログラマーとして豊富な経験を有し、被控訴人以外の委託者からの業務委託も数多く受けてきた」ので「取引依存度が高いとはいえない」旨判示した。同判決における「取引依存度」は、取引開始後の取引依存度を考慮に入れていないうえ、むしろ定性的な概念として用いられている。

「取引依存度」を、濫用者向け売上を被濫用者の総売上で除したものと定義し、かつ、これを優越的地位認定における必須ないし重要な考慮要素であるとみるのであれば、本判決のように、取引開始時濫用案件においては取引開始後の取引額を考慮に入れることが(取引依存度が零となることを避けるために)必要ないし重要となる。しかし、これはいささか技巧的に過ぎるのではないだろうか。少なくとも取引開始時濫用案件については、上記の定義に基づく取引依存度の算定ばかりに注目することなく、取引開始時に存在した様々な事実関係を総合的に考慮することによって取引必要性の有無について検討することが直截であったと思われる。かかる検討方法は、優越ガイドラインが諸般の事実を総合的に考慮して優越的地位を認定する旨の指針を示していることとも相反しない。

本判決は、原告が業容拡大を望んでいたこと、取引拡大を実現するための新規取引先となり得る者が(だるま食品と親密であった)被告らしか存在しなかったこと等を認定し、さらに、取引額がその後実際に拡大したことも認定して、原告が(だるま食品及び)被告フーズとの取引に代わる取引先を容易に獲得し得たとは考えられない旨論じている。これらの事実関係は、上記(1)の事実とあいまって、まず取引開始時における被告らとの取引必要性を、次いで取引継続期間中における被告らとの取引必要性を、それぞれ認定するに十分であり、本判決が優越的地位の存在を認定したことは結論において妥当であったといえる。

【IV おわりに】

本判決は、返品慣行が商慣習として存在している業界において行われた返品について公序良俗違反を認定し、その過程において実質的に優越的地位濫用をも認定したとみられる点において、意義深い事例判決である。

本判決は、公序良俗違反等の検討の枠内において優越的地位濫用の認定に類する判示を行ったにすぎず、しかも、両当事者がともに独禁法2条9項5号の解釈及び適用を争点として意識的かつ具体的に主張立証を展開したとはいえない難しい事案であるので、独禁法解釈の先例的価値を評価する際にはこれらのことに留意する必要がある。それでもなお、本判決は、公取委排除措置命令においてこれまで具体的に論じられることのなかった解釈上の問題点について、将来の訴訟及び公取委審査実務に対して示唆を与える貴重な判決であるといえるだろう²²⁾。

22) 公取委実態調査が特定の商品分野における返品慣行の存在に言及することはあるが、排除措置命令が商慣習の正常性や不利益行為の商慣習からの逸脱について具体的に検討した例はない。